

会費等取扱細則

(会費)

第1条 会費は、以下の基本年会費と加算年会費の合計金額とする。但し、必要により臨時会費を徴収することが出来るものとする。

(1) 基本年会費 1 事業者年額 36 千円

※ 1 事業者とは 1 事業者 + 1 ホーム

(2) 加算年会費 1 ホーム年額 8 千円 (1 ホーム増えるごとに加算)

但し、1 ホームの取扱いは、協会会員届出のホーム数とする。

2. 会費請求は毎年度 6 月上旬に請求し納入期限は同月末日とする。

3. 入会時の会費について

4 月～9 月入会 基本年会費と加算年会費の全額とする。

10 月～3 月入会 基本年会費と加算年会費の半額とする。

会費請求は、入会の翌月上旬に請求し納入期限は同月末日とする。

(会費の返還)

第2条 会則第8条または第9条により、会員が会員資格の喪失または退会するとき、既に支払われた会費は返還しないものとする。

(研修会の参加費等)

第3条 研修会等で参加費を徴収する場合、同一法人であっても年会費の根拠となっていない事業所は会員外の法人と同様に扱う。

付則

この細則は平成 24 年 4 月 5 日より施行する

平成 29 年 5 月 25 日細則一部改正

平成 29 年 8 月 5 日細則一部改正